

第11回環境影響評価審査会  
事務局資料  
令和2年10月26日

みなとみらい21中央地区53街区開発事業が  
環境に及ぼす影響に係る答申  
(案)

令和2年10月26日

横浜市環境影響評価審査会

令和2年10月 日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市環境影響評価審査会  
会 長 奥 真 美

みなとみらい21中央地区53街区開発事業が  
環境に及ぼす影響に係る調査審議について（答申）

令和2年9月15日環創環評第234号で諮問のありました標記について、当審査会は慎重に調査審議を行った結果、次のとおり結論を得たので答申します。

みなとみらい21中央地区53街区開発事業（以下「本事業」という。）は、株式会社大林組、ヤマハ株式会社、京浜急行電鉄株式会社、日鉄興和不動産株式会社及びみなとみらい53EAST合同会社（以下「事業者」という。）が、西区みなとみらい五丁目1番1ほか（以下「計画地」という。）で、建築物の高さ約161m、延べ面積約183,000㎡の高層建築物を建設する事業です。

当審査会は、横浜市環境影響評価条例施行規則（以下「規則」という。）第15条第1項に定める基準に照らし、環境影響を受けやすいと認められる対象、又は環境の保全を目的として法令等により指定された対象が存在し、かつ、本事業の内容が当該対象の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるかどうかについて審議を行いました。

本事業の特性と計画地周辺の状況を踏まえ、審議した結果、環境影響を受けやすいと認められる対象は存在しますが、本事業の内容が相当程度の環境影響を及ぼすとは認められません。

なお、附帯意見を付しますので、これらを十分に踏まえた上で、環境に配慮された事業が実施されることを期待します。

(附帯意見)

当審査会は、本事業の計画地が、みなとみらい本町小学校（以下「小学校」という。）に近接していることから、規則第15条第1項第1号イに掲げられる環境影響を受けやすいと認められる対象が存在すると考えます。これを踏まえ、本事業が当該対象に及ぼす影響について、高層建築物の建設に係る環境要素として、騒音、風害、地域社会等を取り上げ、審議を行いました。

審議の過程において、事業者は本事業が各環境要素に及ぼす影響について、小学校や一般社団法人横浜みなとみらい21の関係者と情報共有等を実施するなど、計画地周辺へ与える影響について検討を行い、結果を示しています。

事業者は、当審査会で審議した内容を今後提出する図書に適切に反映させるとともに、計画段階配慮書及び当審査会に提出した資料に記載した配慮事項に加えて、次に示す事項を確実に履行する必要があると考えます。

- (1) 工事用車両の走行ルートや出入口を含む施工計画の検討及び工事の実施に当たっては、小学校児童の登下校時の安全確保を徹底すること。
- (2) あらゆる機会を捉えて、本事業に係る情報を小学校関係者、周辺の住民及び事業者等にわかりやすく丁寧に説明し、コミュニケーションを図ること。

■ 横浜市環境影響評価条例に基づく手続経過

令和2年9月2日	事業者は横浜市環境影響評価条例第15条第1項に基づく第2分類事業判定届出書及び第2分類事業判定届出書添付資料 <sup>*</sup> を横浜市長に提出
令和2年9月15日	環境影響評価審査会 市長は第2分類事業判定届出書の提出を受け、環境に及ぼす影響について調査審議するため審査会に諮問 事業者説明（説明資料）、質疑及び審議
令和2年10月12日	環境影響評価審査会 事業者説明（補足資料）、質疑及び審議
令和2年10月26日	環境影響評価審査会 事務局説明（答申案）、質疑及び審議

※第2分類事業判定届出書添付資料については、ホームページへの掲載、並びに環境創造局環境影響評価課及び西区区政推進課での閲覧を実施し、周知。

■ 事業者が当審査会に提出した補足資料

- 1 供用時の駐車場台数、関連車両台数について
- 2 工事用車両台数について
- 3 通学路に対する工事中の配慮について
- 4 みなとみらい本町小学校について

■ 横浜市環境影響評価審査会委員

岡部 とし子

◎ 奥 真美

押田 佳子

片谷 教孝

○ 菊本 統

木下 瑞夫

五嶋 良郎

田中 稲子

田中 伸治

中村 栄子

藤井 幹

堀江 侑史

宮澤 廣幸

横田 樹広

◎会長 ○副会長 五十音順 敬称略